

債権譲渡通知書 注意事項

県税事務所名は、納税通知書でご確認下さい
※別の県税事務所や税務課へ送付・提出した場合、転送が間に合わず納税義務者へ還付されることがあります。

※納税通知書に記載されている住所・氏名から変更がある場合、変更の履歴が確認できる書類（写し可）を添付してください。

提出日を必ず記入

記入例

債権譲渡通知書

福岡県 県税事務所長 殿 年 月 日

納税義務者（債権譲渡人）記入欄	
住所（所在地）	〒810-8515 福岡市中央区赤坂〇-〇-〇
フリガナ	フクオカ ケンタロウ
氏名又は法人名	福岡 県太郎
電話番号	092-〇〇〇-〇〇〇〇

納税義務者の現在の住所・氏名・電話番号を記入
※納税義務者は、納税通知書に記載されている方（自動車税の場合、4月1日現在の所有者）



※実印
納税義務者の実印を押印
※印鑑証明書と同一の印鑑

※納税義務者（債権譲渡人）が個人の場合は、自署・押印（実印）し、印鑑登録証明書（写し可）を添付、法人の場合は、代表者の職名・氏名を記入（ゴム印可）、代表者印（法人実印）を添付してください。

還付金の税目・課税年度・発生年月日を記入
私権を【 年 月 日】に債権譲渡人へ譲渡したの
で通知します。また、地方税法第17条の2第4項の規定による譲渡日を必ず記入
債権譲渡人へ説明することを承諾します。

税目	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> その他の税目 () 税	登録番号	<input checked="" type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 北九州 <input type="checkbox"/> 久留米 <input type="checkbox"/> 筑豊	123あ - 〇〇〇〇
課税年度	〇〇年度	課税番号		
還付金の発生年月日	〇年 〇月 〇日	還付金の発生事由	<input checked="" type="checkbox"/> 抹消登録 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 重複納付	<input type="checkbox"/> その他

自動車税の場合「登録番号」を記入

自動車税以外の場合「課税番号」を記入

還付金の発生事由をチェック

債権譲受人記入欄 ※還付金を受け取る方

住所（所在地）	〒812-8542 福岡市博多区〇〇〇〇1丁目〇-〇		
氏名又は法人名	県税産業株式会社 代表取締役 県税 一郎		
電話番号	092-△△△-△△△△ ※昼間連絡がとれる番号をお書きください	担当者氏名	(福岡 花子) ※法人の場合記入
受取方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替（漁業協同組合は不可） <input type="checkbox"/> 送金（福岡銀行の本・支店窓口でのお受取）		

還付金を受け取る方の住所・氏名・電話番号・（法人の場合）担当者氏名・受取方法を記入

振込先口座	金融機関名	〇〇〇 (銀行・信金 農協・金庫)	〇〇〇	本店・支店 本所・支所
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	口座名義人	フリガナ ケンゼイサンギョウ (カ)	氏名	県税産業株式会社

口座振替を希望される場合誤りがないように口座情報を記入

※振替先にゆうちょ銀行を指定する場合、貯金通帳に記載の「他金融機関からの振込用の店金種目」・「口座番号」を記入してください。

提出期限（必着）：還付金の発生原因が生じた日（抹消登録日等）から10日以内

※提出期限が休日等の場合は直前の開庁日

その他注意事項

- 書類に不備がある場合は、納税義務者へ返却または還付することがあります。
- 書類の提出、お問い合わせは、管轄の県税事務所へお願いします。

※納税義務者の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法第159条）及び同行使罪（第161条）等の罪に問われます。

別紙を参照のうえ作成し、提出してください